

平成 28 年 3 月

事 業 主 様

川口工業健康保険組合

理事長 駒 英 明

(公印省略)

介護保険料率の変更について

平素、当組合の事業運営につきましてはご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険料率は、毎年介護納付金の請求額に基づき、料率を設定することとなっております。平成27年度におきましては、年々増加の一途をたどる納付金に対しまして、一部積立金を取崩しての料率引き上げを実施いたしました。平成28年度につきましても、前年に比べ約2,700万円増の納付金を計上することとなることから、前年度と同様に、積立金の投入だけに頼った予算編成は困難な状況であるため、一部積立金を取崩しての料率の引き上げを、2月16日開催の第184回組合会にて決議し、下表のとおりとさせていただくことになりましたので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

		介 護 保 険 料 率		
		事 業 主	被 保 険 者	合 計
旧	28年2月分まで (3月納入分)	7.70 ----- 1,000	7.70 ----- 1,000	15.40 ----- 1,000
	28年3月分以降 (4月納入分)	7.90 ----- 1,000	7.90 ----- 1,000	15.80 ----- 1,000

※ 健康保険料率につきましては、従来どおり事業主1,000分の48、被保険者1,000分の46で変更ありません。